

令和3年度 第1回瀬戸市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和3年11月25日(木) 午前10時から午前11時まで

2 会場

瀬戸市役所 北庁舎5階 全員協議会室

3 出席者

(1) 委員

出席12名

欠席4名

(2) 事務局

出席5名

4 議題

第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について

5 意見聴取

特定生産緑地の指定について

6 報告事項

(1) 瀬戸市立地適正化計画の策定について

(2) 瀬戸市総合交通戦略の策定・公表について

7 議事録

午前10時開会

<事務局>

それでは、定刻になりましたので、これより「令和3年度第1回瀬戸市都市計画審議会」を始めます。私は、都市計画課長の山村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、瀬戸市都市整備部長の大森から、ごあいさつを申し上げます。

<都市整備部長>

皆様おはようございます。都市整備部長の大森でございます。本日は「令和3年度第1回瀬戸市都市計画審議会」の開催にあたり、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は1件ございます。続いて、意見聴取が1件、報告事項が2件ございます。

第1号議案は生産緑地法に基づき制限の解除を行ったものについて、一部区域を変更するものでございます。

以上が市決定の付議案件となっておりますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定について、意見聴取を行います。

最後に、立地適正化計画及び総合交通戦略の策定の状況等をご報告いたします。

それでは宜しく願いいたします。

<事務局>

続きまして、今回の審議会は、今年度第1回の開催となること、また、前回の審議会以降、新たに委員にご就任いただいた方がいらっしゃいますので、出席者の皆様のご紹介をいたします。

学識経験者といたしまして、

中部大学工学部都市建設工学科 教授 磯部友彦様

瀬戸商工会議所 会頭 河村誠悟様

愛知県陶磁器工業協同組合 理事長 中野昭雄様

瀬戸市農業委員会 会長 伊藤憲昭様

関係行政機関又は県職員といたしまして、

愛知県尾張建設事務所 所長 藤田泰弘様

市民の立場といたしまして、

瀬戸市自治連合会 会長 伊藤勉様

市議会議員といたしまして、

瀬戸市議会議員 朝井賢治様

瀬戸市議会議員 西本潤様

瀬戸市議会議員 三宅聡様

瀬戸市議会議員 高桑茂樹様

瀬戸市議会議員 伊藤賢二様

瀬戸市議会議員 原田学様

また、本日も欠席ではございますが、

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 鈴木温様

愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸科デザイン専攻 准教授 森真弓様

瀬戸市地域力推進協議会 座長 伊沢俊泰様

愛知県瀬戸警察署 署長 八野勝幸様

次に審議会の成立についてご報告します。

本日は鈴木委員、森委員、伊沢委員、八野委員の4名から欠席の連絡をいただいております、16名中12名の委員にご出席を賜っております。

瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を得ておりますので、審議会が成立していることを報告いたします。

本日の都市計画審議会は、Web参加の委員もお見えです。ご意見がございましたときには、挙手及び発声にて議長の指名を受ける様にご協力をお願いします。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定により、審議会の議長は会長をもって充てることとしておりますので、以降の進行は磯部議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

<議長>

磯部です。本日はよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により議長が指名した2名とありますので、瀬戸市農業委員会会長の伊藤憲昭委員、市議

会議員の朝井委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

今回は付議案件が1件でございます。慎重な審議をお願いしたいと思いますが、ご質問やご意見は簡潔にお願いいたします。それでは、事務局から第1号議案について説明を求めます。

<事務局>

それでは、第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明します。

1-1 ページをご覧ください。生産緑地地区について、現在約17.9ha指定しているものを、約17.8haに変更するものです。変更の理由ですが、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、公共施設に供されたもので面積が変更したものについて、一部区域を変更するものです。

変更区域につきましては、1-2 ページをご覧ください。赤い丸で記した2か所が今回一部変更する区域でございます。詳細図でご説明します。1-3 ページをご覧ください。図面中央黄色の着色10-7-3でございます。主たる従事者の死亡により生産緑地地区から除外する部分でございます。1-4 ページをご覧ください。11-18-4と記載した生産緑地ですが、区域の一部の黄色で着色したところが、公共施設に供された部分で一部生産緑地より除外する部分でございます。なお、1-5 ページに参考図として、より詳細な図面を添付しておりますのでそちらもご覧ください。

1-8 ページをご覧ください。変更後の状況調書でございます。現在129団地、面積17.9haについて、1団地、0.1ha減少し、変更後の128団地、17.8haとするものでございます。

なお、都市計画法第17条第1項に基づく縦覧を令和3年11月1日から16日までの2週間実施し、縦覧者は4名で、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

買取申出の際に市内部への調整はどのようにしているのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

書面にて関係各課へ確認しております。

<委員>

関係各課とは具体的にどちらの部署を指すのでしょうか。

<事務局>

産業政策課、教育政策課、維持管理課及び建設課等と尾張建設事務所へ確認しております。

<委員>

緑地保全等の観点から市民農園や防災広場になった方が良いと感じますが、そのような方針はないということでしょうか。

<事務局>

産業政策課及び建設課にも確認した結果、本件については買い取らないとのことなので、今回は見送りとなります。

<議長>

他に質問のある方はいらっしゃいませんか。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、ご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、第1号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、原案のとおり可とすることに決しました。

続きまして、次第3の意見聴取に移ります。「特定生産緑地の指定」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、特定生産緑地の指定について、ご説明します。

2-13 ページをご覧ください。特定生産緑地制度についてご説明します。

従前の生産緑地法では、生産緑地指定後30年を経過した生産緑地は、いつでも買取申出が可能となり、農地所有者は、固定資産税・相続税等の税制特例が継続できない等の制度となっておりました。

しかし、平成30年4月1日施行の改正生産緑地法では、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地制度では、生産緑地の所有者等の意向を基に、市は当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができる制度でございます。指定された場合は、買取申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期され、10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる制度でございます。本市において、平成4年12月4日に指定した生産緑地は、令和4年12月4日をもって指定後30年を迎えます。

本市におきまして、平成30年10月に生産緑地所有者宛に、特定生産緑地制度創設のご案内及び令和元年11月には説明会を開催し、特定生産緑地制度の周知に努めて参りました。

この度、第二回目の特定生産緑地指定の手続きとして、令和3年4月1日から6月30日の間に受付を行いました特定生産緑地につきまして、意見聴取を行うものでございます。今後同様な受付を、期限までに1回行うことを予定しており、その際に都市計画審議会において意見聴取を行います。

2-1 ページをご覧ください。今回特定生産緑地として意見聴取を行う面積は、約2.3haでございます。

2-2 ページをご覧ください。生産緑地の総括図になります。次ページ以降が詳細図となります。2-3 ページをご覧ください。黄色で着色した土地が今回特定生産緑地の手続きがされた土地でございます。緑色に着色した土地は既存の生産緑地でございます。青色に着色した土地は昨年度の都市計画審議会にて意見聴取をし、特定生産緑地の指定公示を行った土地でございます。以降2-9 ページまでが詳細な位置図になります。

また、スクリーンのスライドにて特定生産緑地に指定される予定となっているものの写真をご覧ください。

2-10 ページ及び2-11 ページをご覧ください。特定生産緑地の公示文でございます。指定一覧は、先程の位置図において黄色で着色されました土地でございます。

2-12 ページをご覧ください。生産緑地及び特定生産緑地の指定状況についてでございます。

生産緑地の指定についてですが、本市では、平成4年度、5年度、11年度に生産緑地の指定を行いました。平成5年度指定の生産緑地については、すべて解除されておりますのでそれ以外のものをまとめた表でございます。

次に特定生産緑地の指定状況をまとめた表でございます。今回の特定生産緑地指定の申出対象となる平成4年度指定の生産緑地につきましては、第1回及び第2回受付を終えて面積ベースで約55%の土地

が特定生産緑地の指定申出が提出されております。

説明は以上です。ご意見があれば賜りますのでよろしくお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

<委員>

特定生産緑地を行う方は55%いるということによろしかったでしょうか。

<事務局>

面積ベースで55%です。

<委員>

所有者ベースでは何パーセントいるのでしょうか。

<事務局>

所有者ベースでは算出しておらず、事前にアンケートをとった結果を見ると地区数ベースだと約63%、面積ベースであれば約7割の方が特定生産緑地の指定を希望しています。

<委員>

了解しました。生産緑地については、農業が正しく行われているか確認してほしいという思いがあります。産業政策課と連携してパトロールを行うことはあるのでしょうか。

<事務局>

パトロールの予定はありません。特定生産緑地の制度については、農業を継続することが条件となっているため、特定生産緑地の申し出を受ける際に農業の継続をお願いしております。

<委員>

了解しました。

<議長>

他に質問のある方はいらっしゃいませんか。

<委員>

あと一度特定生産緑地の申し出の受付があるとのことでしたが、その対象は位置図において緑色に着色されているものということによろしいでしょうか。

<事務局>

その通りです。位置図において緑色に着色されている生産緑地が次回の受付の対象となります。

<委員>

市街地の農地なので難しいとは思いますが、連なっている場所については、農地の所有者に市から積極的に買取を行うというような方針はないのでしょうか。

<議長>

都市の政策としてどのように考えているかという質問ですね。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

基本的には生産緑地の所有者から買取申出が提出されることによるところが大きいので、所有者の意向を無視する形での働きかけを行うことはないと考えております。

しかし、市の計画が元々ある場所においては、買取申出が提出された際に関係部局が買い取ることとなります。

<議長>

よろしかったでしょうか。私も確認したいことがあるので質問しますが、特定生産緑地にしなかった場合の生産緑地はどうなるのでしょうか。

<事務局>

今回、特定生産緑地の指定を希望しなかった方につきましては、引き続き生産緑地における制限が残り、固定資産税が段階的に上がることとなりますが、生産緑地の指定から30年が経過する令和4年12月4日以降に市へ買取申出を提出することができます。買取申出を提出し、買取申出者がいなければ、生産緑地が解除されます。

<議長>

了解しました。他はいかがでしょう。

<委員>

生産緑地は30年という長い年月に渡る制度であり、所有者の考え方の変化もあると思う。そのためまだ意思決定をしかねる所有者に対して何か働きかけを行うのでしょうか。

<事務局>

まだ特定生産緑地の指定が未申請となっている所有者へは、改めて制度のご案内を行う予定です。

また、個別の相談があれば随時対応する予定です。

<議長>

他はいかがでしょう。

<委員>

特定生産緑地の指定についていつ誰が行うことになりますか。

<事務局>

本日意見聴取をさせていただいている特定生産緑地の指定につきましては、令和4年2月に市が公示を行う予定です。

<議長>

他はいかがでしょう。

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

それでは、続いて次第4の報告事項に移ります。

まず、「瀬戸市立地適正化計画の策定」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、報告事項の(1)瀬戸市立地適正化計画の策定につきまして、報告いたします。

本市では、「瀬戸市都市計画マスタープラン」で将来都市構造として示した「多極ネットワーク型コンパクト構造」の実現に向け、都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画の策定を進めております。

立地適正化計画の主な策定内容としては、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」の設定が挙げられます。

「都市機能誘導区域」は、各拠点地域における生活サービス施設等の土地利用の実態や、都市基盤、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、誘導すべき施設の種類や規模、誘導する区域を定めるものです。

一方、「居住誘導区域」は、拠点へのアクセス性・生活サービス施設の持続性・災害等に対する安全性の観点等から、居住を誘導する区域を定めるものです。

また、昨年度の都市計画審議会では、令和2年度から令和3年度の2か年で策定とご説明しておりましたが、防災指針の追加等が必要となったことから、令和2年度から令和4年度の3か年で策定を行ってまいります。

策定につきましては、資料3-2にありますように上位計画に基づいて検討させていただきます。例えば、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要な鉄道路駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として、都市機能の集積やまちなかへの居住を誘導する」としています。

また、「第6次瀬戸市総合計画」では、都市機能の集積・再配置によるコンパクトでまとまりのあるまちづくりを推進するとしており、本市では「第6次瀬戸市総合計画」及び「瀬戸市都市計画マスタープラン」で定めた、中心拠点及び地域拠点の9つの拠点を基に「都市機能誘導区域」の検討を行います。

資料3-3がその9つの拠点の人口分布や都市機能の立地数、災害ハザード状況などを整理した一覧になります。このような指標を基に、どの拠点に「都市機能誘導区域」を設定するかを検討し、その後「居住誘導区域」の検討を行ってまいります。

瀬戸市立地適正化計画の策定についての説明は以上です。

<議長>

コンパクトな街づくりにした方が公共施設等を効率的に管理できるようになるので、他市との関係性を考えながら都市機能の緩やかな誘導を行う計画となります。

それでは、このことについてご質問等がありますか。

<委員>

コンパクトにまちづくりを行う方が効率が良いということは理解していますが、中心市街地以外が孤立する懸念があるのでバランスを保ちながら多面的に意見を聞きながら誘導を行う必要があると考えますが、どのように誘導を行われるのでしょうか。

<議長>

ただいまのご質問に対して、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

ご意見のとおり、急な誘導は生活サービスが停滞する懸念があるためある程度の人口密度が保たれるよう緩やかに誘導を行う予定です。

<議長>

他はいかがでしょうか。

<委員>

立地適正化計画はどれくらいの期間を想定して誘導を行うのでしょうか。

<事務局>

計画期間は20年に設定予定です。

また、策定後5年に1度、必要に応じて計画の見直しを行う予定です。

<議長>

ご意見、ご質問は以上でよろしいですか。

続いて、「瀬戸市総合交通戦略の策定」について、事務局から説明を求めます。

<事務局>

それでは、報告事項の（２）瀬戸市総合交通戦略の策定につきまして、報告いたします。

総合交通戦略は、『瀬戸市都市交通マスタープラン』におきまして、都市交通マスタープランに位置付けた施策の具体的な取り組みを示した実施計画として位置付けており、今年度7月に策定・公表しました。

策定内容といたしましては、本日お配りさせていただきました資料のとおりでございますが、総合交通戦略の方向性となる3つの視点「拠点地域での快適な生活を支える交通環境の形成」、「都市間移動の利便性の向上」、「ウォーカブルな“せとまち”の形成」別に様々な交通施策を取りまとめたものとなります。

視点ごとの交通施策と目標スケジュールいたしましては、資料4-2に記載のとおりとなっております。

具体的には、視点1となる「拠点地域での快適な生活を支える交通環境の形成」では、バスの運行維持、見直しを継続実施するとしており、視点2「都市間移動の利便性の向上」では、外環状道路の整備について検討するとなっております。また、視点3「ウォーカブルな“せとまち”の形成」では、景観整備等への助成として行っている「市民との共同による沿道景観の形成」を継続実施としています。

このような施策実施実現に向け、資料4-3にある第6次瀬戸市総合計画と同じ指標となる目標達成状況等の評価指標にて管理を行い進めてまいります。

瀬戸市総合交通戦略の策定・公表についての説明は以上です。

<議長>

それでは、このことについてご質問等がありますか。

<委員>

地域住民からすると自分が住んでいる地域が今後どうなるのかを気にされるが、地域単位で説明の予定はありますか。

<事務局>

現状地域単位での説明は想定していません。今後地域単位の施策を行う際は地域単位での説明も検討します。

<議長>

総合交通戦略は自転車や自家用車等あらゆる交通手段を含めて策定されておりますが、公共交通に特化したものとして地域公共交通会議があります。こちらで瀬戸市の地域の特性を踏まえ、地元と協議したものを議論しています。

他はいかがでしょうか。

<委員>

資料の中でジブリパークとの連携について触れられているが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

<事務局>

近隣市町村を含めた協議に参加しておりますが、具体的な連携方法は決定しておりません。

<委員>

瀬戸市としてこのようにしたいという展望はありますか。

<事務局>

ジブリパークを訪れたお客様に瀬戸市へ来ていただくことが目標となりますので、公共交通を活用した方法について検討したいと考えております。

<議長>

ただいまの説明に対しまして、他にご意見、ご質問はございますか。

ご質問は無いようですので次第の5に移ります。そのほか何かございますか。

<事務局>

今後の手続きについて、ご説明します。

本日ご承認いただいた第1号議案については、愛知県知事との協議を行い、知事からの回答をいただいた後、令和4年2月上旬に告示を行う予定です。

また、本日意見聴取をさせていただいた特定生産緑地の指定についても、令和4年2月上旬に告示を行う予定です。

事務局からの説明は以上です。

<議長>

事務局から連絡事項がありましたが、他にはよろしいでしょうか。

それでは、他にないようですので、以上で令和3年度第1回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。

本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午前11時閉会